

平成 30 年 12 月 28 日
山梨県 農政部 花き農水産課
課長 小林 敏樹
電話 055-223-1614 (内線 5300)

報道関係者各位

山梨県内の養殖業者でコイヘルペスウイルス（KHV）病が確認されました。
なお、KHV病はコイ特有の病気で人体への影響はありません。

1 KHV病の確認

(1) 経緯

新潟県より、同県内でKHV病が確認された養鯉業者のコイが山梨県内の養殖業者に出荷されたとの連絡を12月21日に受け、当該養殖業者にまん延防止対策を要請するとともに当該コイを山梨県水産技術センターで検査したところ12月27日にKHV病の陽性が確認されました。

山梨県は、国立研究開発法人水産研究・教育機構増養殖研究所（三重県）に確定診断を依頼し、12月28日に陽性と診断されました。

(2) まん延防止対策

- ・当該養殖業者は、コイの移動を自主的に取り止めています。
- ・当該養殖業者は、まん延防止対策を実施しています。
- ・引き続き、まん延防止対策の指導を行うとともに県内養殖業者に対し入出荷の取扱い等に十分配慮するよう、一層の注意喚起を促します。

2 人体への影響

- ・KHV病はマゴイ、ニシキゴイに特有の病気で、コイ以外の魚には感染しません。
- ・感染したコイに触れたり食べたりしても、人体への影響はありません。